

## 一般社団法人 日本パラ陸上競技連盟（知的）育成指定選手等行動規程

### （目的）

一般社団法人 日本パラ陸上競技連盟（以下「連盟」）は育成指定選手及び日本代表選手（以下「育成指定選手等」）が、連盟を代表する選手として品性を保ち、パラリンピックや世界パラ陸上競技選手権大会Virtus国際大会等での活躍を目指す陸上競技者の自覚と責任を持って行動し、ひいては陸上競技の健全な普及・発展を図ることを目的に、本規程を制定する。

### （規程の遵守と内容）

育成指定選手等は、以下の条項を理解し、所定の誓約書に署名をし、これを遵守しなければならない。

1. 育成指定選手等は多くの国民やボランティア、連盟社員やスポンサーの支援を得ていること、及び常に社会から注視されていることを自覚して行動をとらなければならない。
2. 育成指定選手等はアンチ・ドーピング手続きを含むメディカルチェックをはじめ、大会や講習会への参加規則、登録などの知識及び事務手続きの知識などの理解に努め、期限を遵守しなければならない。
3. 育成指定選手等は、それぞれ指定された活動・行事（連盟主催大会、合宿、練習、ミーティング、講習会、記者会見、壮行会等）には時間を厳守し、参加することに務める。ただし、強化委員長、合宿の監督者、日本代表チームの監督もしくはコーチが、やむを得ない事情によるものと認めた場合は、その限りではない。
4. 連盟及び公益財団法人日本パラスポーツ協会・日本パラリンピック委員会もしくは日本代表選手団からの要請があったとき、指定のユニフォーム等を着用する。
5. 違法行為または育成指定選手等の名誉と信用を損ない、スポーツマンシップに反するような他者への誹謗中傷や発言・行為をしてはならない。また、SNSによる発信は特に注意すること。
6. 合宿及び大会期間中の宿舎においては、チームメイトとしての交流は共有のスペースで行うこと。また、特別な指示がある場合にはその指示に従うこと。
7. 健康に対する自己管理を行い、国際大会派遣候補選手となった時にはインフルエンザ等の感染症の発生が認められた時点で速やかに監督もしくはコーチへ自己申告する。
8. 育成指定選手等に関わる事務連絡などすぐに確認し、返信が必要な場合には期日までに行い、連絡が取れるよう努める。
9. その他、強化委員長、合宿の監督者、日本代表チームの監督もしくはコーチにより定められた行動規範を遵守する。

### （違反選手に対する処分）

1. 育成指定選手等が、前記の行動規範に違反したと認められたときは、理事会で処分内容について検討し、その処分を受ける。
2. 監督もしくはヘッドコーチの報告に基づき、必要に応じて強化委員長は、次の処分を行うことができる。
  - (1) 育成指定選手等の活動・行事に参加することを停止させること。
  - (2) 国際大会参加時期的に帰国させること。
  - (3) 育成指定選手等から除外すること。
  - (4) その他、違反の程度に従った処分。
3. 第1項、第2項の処分に際して、それぞれ理事会、強化委員長は、当該選手からの書面または口頭による弁明の機会を与えなければならない。
4. 処分に対する不服の申し立ては、処分より2週間以内に連盟専務理事に文書にて提出すること。その後理事会にて処分を再度協議する。

本規程は、令和6（2024）年4月1日より実施、施行する。